

令和 8 年 8 月

お客さま各位

横浜信用金庫

各種預金規定の改正について

手形・小切手の最終振出期限設定、預金受入停止および記念硬貨等手数料新設に伴い、関係する各種預金規定、用法を改正いたします。

記

1. 改正日 令和 8 年 10 月 1 日（木）

2. 改正となる規定、用法

- | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|-----------------|
| ・当座勘定規定書 | ・約束手形用法 | ・小切手用法 |
| ・為替手形用法 | ・よこしん総合口座取引規定 | ・普通預金規定 |
| ・貯蓄預金規定 | ・納税準備預金規定 | ・期日指定定期預金規定 |
| ・自動継続期日指定定期預金規定 | ・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定・単利型） | |
| ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定・単利型） | | |
| ・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定・複利型/個人） | | |
| ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定・複利型/個人） | | |
| ・自由金利型定期預金規定 | ・自動継続自由金利型定期預金規定 | |
| ・変動金利定期預金（単利型）規定 | ・自動継続変動金利定期預金（単利型）規定 | |
| ・変動金利定期預金（複利型/個人）規定 | ・自動継続変動金利定期預金（複利型/個人）規定 | |
| ・積立式定期預金規定 | ・通知預金規定 | ・定期積金（スーパー積金）規定 |

3. 改正内容

改正内容は下記新旧対照表を参照願います。各種規定の全文につきましては、令和 8 年 10 月 1 日に当金庫ホームページへ掲載いたします。

以上

このまちの未来をともにつくる



横浜信用金庫

新旧対照表

当座勘定規定書

新	旧
第1条（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (4)証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この当座勘定に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。 第7条（手形、小切手の支払等） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。 第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。手形、小切手を使用の際には、2026年10月1日以降を振出日とし、または振出日を記載しないで振り出すことはできません。ただし、当金庫が定めた取引についてはこの限りではありません。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。 第18条（振出日、受取人記載漏れの手形、小切手） (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日が2026年10月1日以降のもの、もしくは振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。 第19条（線引小切手の取扱い） (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができますものとします。ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。	第1条（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。 (4)証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 第7条（手形、小切手の支払等） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 第18条（振出日、受取人記載漏れの手形、小切手） (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり記載してください。</u>もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、<u>その都度連絡することなく支払うことができますものとします。</u> 第19条（線引小切手の取扱い） (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができますものとします。

約束手形用法

新	旧
3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。

小切手用法

新	旧
2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ支払うことになりますからご承知おきください。 ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。	2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ支払うことになりますからご承知おきください。

為替手形用法

新	旧
4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。

よこしん総合口座取引規定

新	旧
3.証券類の受入れ (1)普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。	3.証券類の受入れ (1)普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

新	旧
2.証券類の受入れ (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	2.証券類の受入れ (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。	(5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
---	---

期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定・単利型）、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定・単利型）、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定・複利型 個人）、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定・複利型 個人）、自由金利型定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金規定、変動金利定期預金（単利型）規定、自動継続変動金利定期預金（単利型）規定、変動金利定期預金（複利型 個人）規定、自動継続変動金利定期預金（複利型 個人）規定、定期積金（スーパー積金）規定

新	旧
2.証券類の受入れ (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	2.証券類の受入れ (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

自動継続期日指定定期預金規定、積立式定期預金規定、通知預金規定

新	旧
3.証券類の受入れ (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	3.証券類の受入れ (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。